

令和6年12月定例会会議録

令和6年豊郷町議会12月定例会は、令和6年12月20日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	長谷川 貴 康
2 番	西 山 一 男
3 番	井 上 喜美子
4 番	本 田 清 春
5 番	辻 本 勇
6 番	中 島 政 幸
7 番	村 岸 善 一
8 番	前 田 広 幸
9 番	西 澤 博 一
10 番	鈴 木 勉 市
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総務課長兼企画振興課長	清 水 純一郎
税 務 課 長	山 田 篤 史
保 健 福 祉 課 長	辰 見 栄 子
医 療 保 険 課 長	小 西 直 美
住 民 生 活 課 長	森 ちあき
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長	山 田 裕 樹
産 業 振 興 課 長	岡 村 浩 孝

上 下 水 道 課 長	中 山 圭 史
教 育 次 長	西 山 喜 代 史

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	森 本 智 宏
書	記 喜 多 博 紀

5、提案された議案は次のとおり

- | | |
|-------|--|
| 議第73号 | 令和6年度豊郷町一般会計補正予算（第5号）
《予算決算常任委員会委員長報告》 |
| 議第74号 | 令和6年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
《文教民生常任委員会委員長報告》 |
| 議第75号 | 令和6年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
《文教民生常任委員会委員長報告》 |
| 議第76号 | 令和6年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
《文教民生常任委員会委員長報告》 |
| 議第77号 | 令和6年度豊郷町水道事業会計補正予算（第3号）
《総務産業建設常任委員会委員長報告》 |
| 議第78号 | 令和6年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第3号）
《総務産業建設常任委員会委員長報告》 |
| 議第79号 | 豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議第80号 | 豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例
の一部を改正する条例案 |
| 議第81号 | 令和6年度豊郷町一般会計補正予算（第6号） |
| 議第82号 | 令和6年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） |
| 議第83号 | 令和6年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第4号） |
| 議第84号 | 令和6年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号） |
| 議第85号 | 令和6年度豊郷町水道事業会計補正予算（第4号） |
| 議第86号 | 令和6年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第4号） |
| 発議第8号 | 長谷川貴康 町議会議員に対する議員辞職勧告決議案
委員会の閉会中の継続調査申し出について
(議会運営委員会) (総務産業建設常任委員会)
(文教民生常任委員会) (予算決算常任委員会)
(議会広報常任委員会) |

村岸議長 皆さん、おはようございます。

少し定刻より時間が早いですが、皆さんおそろいですので、これより１２月定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は１２名で、会議開会定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

これより会議を開きます。

（午前８時５６分）

最初に、留意事項をご説明いたします。

会議規則に基づき、規則を遵守願います。会議規則第１０７条、第１０８条の規定は無論のこと、お手元の携帯電話等の電源をお切りになるか、マナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。

特に、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動を厳に慎んでくださるようお願いいたします。

なお、採決の際は、みだりに離席をしないようお願いいたします。

会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどをお願いいたします。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、１１番、河合勇君、１２番、今村恵美子君を指名いたします。

日程第２、議第７３号令和６年度豊郷町一般会計補正予算（第５号）から日程第７、議第７８号令和６年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第３号）までを一括議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

西澤予算決算常任委員会委員長。

西澤予算決算

常任委員長 はい。

村岸議長 はい、西澤委員長。

西澤予算決算

常任委員長 皆さん、おはようございます。

予算決算常任委員会報告をいたします。

去る１２月５日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第７３号令和６年度豊郷町一般会計補正予算（第５号）について、去る１２月１１日、委員全員出席の下、町長、教育長、教育次長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

審議においては、総務課では、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填

特別交付金について、利子および配当金における土地開発基金について、旧校舎管理費の修繕料について、非常備消防費における消火栓ボックス整備事業補助金の対象地域と台数について、住民生活課では、今年度、粗大ごみの回収の状況と啓発について、一般廃棄物収集運搬処理業務委託料の増額について、保健福祉課では、重度心身障害老人等福祉助成事業の増額と対象人数、要因について、また、医療保険課では、ヒトパピローマウイルス感染症予防接種委託料の対象人数と補助率、負担割合について、産業振興課では、農業総務費における鑑定委託料および施設整備費の概要について、地域整備課では、除雪委託料の増額における路線の追加について、人権政策課では、三ツ池教育集会所施設費における修繕料の概要等について、教育委員会では、日栄小学校教育振興費における教材用備品の内容について、保健体育総務費における賄材料費の内訳についてなどが審議されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

以上、予算決算常任委員会報告といたします。

以上です。

村岸議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、中島文教民生常任委員会委員長。

中島文教民生

常任委員長 はい、議長。

村岸議長 はい、中島委員長。

中島文教民生

常任委員長 それでは、改めまして、おはようございます。

文教民生常任委員会報告をいたします。

去る１２月５日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第７４号令和６年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）および議第７５号令和６年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）、ならびに議第７６号令和６年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について、去る１２月１３日、委員６名全員出席の下、町長、課長、課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

まず、医療保険課長から、第１号被保険者保険料の特別徴収、普通徴収保険料の被保険者数について報告があり、議第７４号の審議では、普通交付金、特別交付金の増額概要、どういう疾病の療養費が今後も増えるの見込んでいるのか、制度としては今後も制度改正は行われないのか、今後の基金運用をどのように考

えているのかなど質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

次に、議第 75 号の審議では、第 1 号被保険者保険料の普通徴収について、返済が滞っている方は何人か、納付されている方の収入は様々だが高収入の方の中にも未納者はいるのか、調整交付金は 2.13% で確定なのか、それとも調整枠としてはまだ残っているのか、これからも伸びていく可能性はあるのかと考えているのか、介護給付費の繰入れでは、介護サービス利用量が増えていると理解してよいのか、どのようなサービスが増えているのか、居宅介護サービス給付費が増額補正になった理由は何か、地域密着型サービス給付費が減るとするのは受皿がないということか、どういう意味なのか、施設介護サービス給付費では、今年度入所された施設の名称と今年度増えた人数について、特定入所者介護サービス等費を増額されているが、特定入所者のうち何人が対象になるのかなど質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

次に、議第 76 号の審議では、後期高齢者医療広域連合納付金に関わる基盤安定繰入分が減る要因は、人数が減ったのか、制度が変わったのかについて質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、賛成多数で可決と決しました。

以上、文教民生常任委員会の報告といたします。

村岸議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、前田総務産業建設常任委員会委員長。

前田総務産業

建設常任委員長

はい、議長。

村岸議長

前田委員長。

前田総務産業

建設常任委員長

総務産業建設常任委員会報告をいたします。

去る 12 月 5 日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第 77 号令和 6 年度豊郷町水道事業会計補正予算（第 3 号）および議第 78 号令和 6 年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について、去る 12 月 12 日、委員 6 名出席の下、町長、課長、担当課長、課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

議第 77 号の審議において、総係費では、水道技術管理者資格講習の旅費減額とあるが、水道技術管理者はどなたか、水道技術管理者の有資格者は何人いるのか、コンビニ収納手数料の増額が計上されているが、コンビニで支払いをしている方は全体でいうと何件で、どれぐらいの率になるのかなど質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

次に、議第 7 8 号の審議では、水道と同様に、コンビニ収納の実数について、また、雑支出については、裁判で原告が求めている損害賠償額は幾らになるのか、裁判所の和解案は町に対して 3 0 万円の支払いとのことですが、原告が求めている損害賠償費用額のうち、県に対する損害賠償額は幾らなのか、裁判所は県にも和解案を示しているのか、町が和解案を受け入れた後、原告と県に裁判が継続することになるのか、裁判所の和解案の内容は、賠償金 3 0 万円のみか、また、現地の事故防止策は措置済みかなど質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

村岸議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより各常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第 7 3 号の討論を行います。

討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第 7 3 号令和 6 年度豊郷町一般会計補正予算（第 5 号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第 7 3 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、全員）

村岸議長 全員起立であります。よって、議第 7 3 号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第 7 4 号の討論を行います。

討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第 7 4 号令和 6 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を

採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第 7 4 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第 7 4 号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第 7 5 号の討論を行います。

討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第 7 5 号令和 6 年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第 7 5 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第 7 5 号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第 7 6 号の討論を行います。

討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第 7 6 号令和 6 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第 7 6 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、多数)

村岸議長 起立多数であります。よって、議第 7 6 号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第 7 7 号の討論を行います。

討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第 7 7 号令和 6 年度豊郷町水道事業会計補正予算(第 3 号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第 7 7 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第 7 7 号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第 7 8 号の討論を行います。

討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第 7 8 号令和 6 年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第 3 号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第 7 8 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第 7 8 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 8、議第 7 9 号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案から日程第 9、議第 8 0 号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

村岸議長 はい、町長。

伊藤町長 皆さん、おはようございます。

それでは、議第 7 9 号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案および議第 8 0 号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案について一括してご説明申し上げます。

国家公務員の職員の給与表の改正があり、初任給をはじめ、若年層に重点を置いて、月例給の引上げ、併せて一般職等常勤の特別職の期末手当、勤勉手当の支給月数についても、0.1 月分の引上げの人事院勧告がされました。豊郷町においてもこれに基づき施行するため、所要の改正を行うものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げまして、提案説明といたします。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
これより議第 79 号の討論を行います。
討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより、議第 79 号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

村岸議長 全員賛成であります。よって、議第 79 号は原案のとおり可決されました。
これより議第 80 号の討論を行います。
討論はありませんか。

鈴木議員 議長、反対討論。

村岸議長 討論の申し出があります。
これより討論に入ります。
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。鈴木勉市君。

鈴木議員 議第 80 号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案に対する反対討論を行います。

今朝の新聞にも、師走まで値上げという趣旨の記事がありました。また、昨日からガソリンが値上げになり、少しでも安いうちにと、ガソリンスタンドには長い列ができていました。ことほどさように物価が上がり続け、国民・町民の生活はますます深刻な打撃を受けており、政治に対する国民・町民の怒りはますます大きくなっています。

このようなときに、町長や教育長の手当を増額することは、町民感情に相入れないことを指摘し、反対討論といたします。

村岸議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

議 員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。
これより、議第 80 号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、多数)

村岸議長 賛成多数であります。よって、議第 80 号は原案のとおり可決されました。
日程第 10、議第 81 号令和 6 年度豊郷町一般会計補正予算(第 6 号)から日程第 15、議第 86 号令和 6 年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第 4 号)まで

を一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

村岸議長 はい、町長。

伊藤町長 それでは、議第 8 1 号令和 6 年度豊郷町一般会計補正予算（第 6 号）から議第 8 6 号令和 6 年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第 4 号）までの一般会計補正予算、各特別会計補正予算、各事業会計補正予算について、一括してご説明申し上げます。

今回上程させていただきました各補正予算については、先に可決いただいた人事院勧告に伴う給与改定によるもので、全て人件費の調整を行うものであります。

まず、議第 8 1 号令和 6 年度豊郷町一般会計補正予算（第 6 号）については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,914 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 60 億 1,365 万 9,000 円とするものであります。

次に、議第 8 2 号令和 6 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 80 万円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ 9 億 1,257 万 2,000 円とするものでございます。

次に、議第 8 3 号令和 6 年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 137 万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 7 億 846 万 4,000 円とするものでございます。

次に、議第 8 4 号令和 6 年度豊郷町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 3 号）については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 36 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 9,163 万 2,000 円とするものでございます。

次に、議第 8 5 号令和 6 年度豊郷町水道事業会計補正予算（第 4 号）については、第 2 条収益的収入および支出の補正のうち、歳入では第 2 1 款水道事業収益、支出では第 2 2 款水道事業費用の既決の予定額にそれぞれ 84 万 1,000 円を追加するものであります。併せて、第 3 条議会の議決を経なければ流用することができない経費および第 4 条他会計からの補助金についても、同額を追加するものでございます。

最後に、議第 8 6 号令和 6 年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第 4 号）については、第 2 条収益的収入および支出の補正のうち、収入第 4 1 款下水道事業収

益、支出第51款下水道事業費用の既決の予定額にそれぞれ123万7,000円を追加するもので、併せて、第3条議会の議決を経なければ流用することができない経費および第4条他会計からの補助金についても、同額を追加するものでございます。

以上、議第81号から議第86号まで一括して説明をいたしました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げまして、提案説明といたします。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

今村議員 はい、12番。

村岸議長 12番、今村恵美子君。

今村議員 議第81号令和6年度豊郷町一般会計補正予算（第6号）ならびに議第83号豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の中で、先ほど町長が、国の人勸を受けての給与改定をしているという説明でありました。

その中でちょっとお聞きしたいのは、会計年度任用職員の、人勸の実施の問題で、フルタイム会計年度任用職員、また、パートタイム会計年度任用職員について、期末勤勉手当のあるなしがあるんですけれども、これはどういう基準でパートタイムの会計年度任用職員に対しては対応されているのか、そのことをちょっと教えていただきたいと思います。

総務課長兼

企画振興課長 はい。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、12番、今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

本町の会計年度任用職員につきましては、フルタイム、パートタイムに関わらず支給をしております。予算書の項目で上がってきていない部分につきましては、その課には会計年度任用職員がいないということでご理解いただければと思います。

以上です。

今村議員 はい。

村岸議長 12番、今村恵美子君。再質疑。

今村議員 今、予算書には、パートタイムの上がないのは、その課ではパートタイムの人がいらっやらないということを総務課長の方から答弁していただきましたが、それでは、パートタイムの今回の人勸実施による加算については、わが豊郷町におきましては、パートタイムの人たちはそれぞれのいろんな時間があ

と思うんですが、どういうふうに、時間給、週の労働時間給もありますので、どんな感じの基準でこれを実施しているのか、平均どのぐらいの期末勤勉手当が出ているのか、説明をお願いいたします。

総務課長兼

企画振興課長 はい。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、再々質疑にお答えをさせていただきます。

パートといいますか会計年度任用職員の手当につきましては、本日ご審議いただいた一般職の給与条例のほかに、また、会計年度の給与に関するものがございまして、そちらの方で行っております。率等につきましては、一般職に準じることになっております。ちょっと額につきましては、平均幾らというのは今持ち合わせておりませんので、申し訳ないですけどお答えできません。

以上です。

村岸議長 ほかに質疑ありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第 8 1 号の討論を行います。

討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第 8 1 号令和 6 年度豊郷町一般会計補正予算（第 6 号）を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、全員）

村岸議長 全員賛成であります。よって、議第 8 1 号は原案のとおり可決されました。

これより議第 8 2 号の討論を行います。

討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第 8 2 号令和 6 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）を採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、全員）

村岸議長 全員賛成であります。よって、議第８２号は原案のとおり可決されました。
これより議第８３号の討論を行います。
討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより、議第８３号令和６年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）を採決いたします。
賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、全員）

村岸議長 全員賛成であります。よって、議第８３号は原案のとおり可決されました。
これより議第８４号の討論を行います。
討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより、議第８４号令和６年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）を採決いたします。
賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、全員）

村岸議長 全員賛成であります。よって、議第８４号は原案のとおり可決されました。
これより議第８５号の討論を行います。
討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより、議第８５号令和６年度豊郷町水道事業会計補正予算（第４号）を採決いたします。
賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、全員）

村岸議長 全員賛成であります。よって、議第８５号は原案のとおり可決されました。
これより議第８６号の討論を行います。
討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより、議第８６号令和６年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第４号）を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

村岸議長 全員賛成であります。よって、議第 8 6 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 6、発議第 8 号長谷川貴康町議会議員に対する議員辞職勧告決議案を議題といたします。地方自治法第 1 1 7 条の規定によって、長谷川貴康君の退場を求めます。

(1 番 長谷川貴康君 退場)

村岸議長 提出者の説明を求めます。河合勇君。

河合議員 それでは、長谷川貴康議員の議員辞職勧告決議案の提案説明をいたします。

本来、議員は住民全体の代表者であり、憲法第 1 5 条にあるように、議員必携の 3 4 9 から 3 5 0 ページの方に載っております。「全ての公務員は、全体の奉仕者であり、一部の奉仕者ではない」ということは議員の本質であり、このことは、議員が住民の直接の選挙によって選任されることから、当然に導き出される自明の理です。あれこれ説明する必要がないというとおりであります。

議員として、地域で行う住民相談、意見交換会、調査研究などを踏まえて、町全体の住民意思を統合して町の意味を形成することこそが議員の本分であり、ましてや、自分個人の利害のみの立場に立つのではなく、同時に、全体としての利害をも考え、町全体の立場に立って職責を全うする必要があります。

しかし、本年 2 月に発覚した情報の流出では、町長が、謝罪会見と町ホームページにおいて、全職員を対象に減収の実施、個人情報保護の重要性を徹底、電算システムのセキュリティ対策と再発防止対策に取り組むことと報告およびおわびをしていたことを承知しながら、長谷川貴康氏は議員であることをいいことに、隣保館長が一度は断ったにもかかわらず、個人情報の書かれていた書類をコピーするよう依頼をして取得し、私的に募金集めを行いました。

また、私が議会で行った一般質問に対して、行政からは、「共同墓地は条例に基づく町の管理である」との回答とともに、「個人からの修繕は許可をしていない」との回答があったことから、無断での修繕、施設の水道ポンプの処分を行い、法令を遵守すべき議員としてあってはならないことであります。

私は大町区の再開を目的に開催した懇談会において、区民名簿の入手方法を問い詰めると、「隣保館に行ったら見せてもらえる」と発言をして、議員の発言とは思えない発言から、その場にいた出席者からは「ええー」との声が上がり、その場がざわめきました。

なお、墓地の募金集めに関して、私に対し、「俺は説明する責任があるのや」と言っておきながら、いまだに説明はありません。聞くところによりますと、一

部に説明はしたそうです。募金をしてもらえなかったとしても、募金集めに回られた方全員に対して報告するのは当然だと思います。

多くの方からは、「長谷川氏が議員バッジをつけて、墓地の募金集めに家に来た。募金集めに来たなら、結果を回った方全員に報告しなあかんやろう」など、長谷川氏が募金集めに回られた住民の方々が私にいろいろと質問されますことから、そこで、大町墓地に係る寄附行為に対する公開質問状を出して、私はここにこうして質問状を出させていただきました。題して、文書で長谷川氏に回答の協力をお願いしたところ、「募金集めに回っていない。関わっていない」との趣旨回答でありました。

この回答は、長谷川氏が議員バッジをつけて募金集めに回っているという多数の証言が寄せられ、議員諸氏も認識している状況からも、この回答は無責任であり、誠意に欠けます。議員は自分の発言に責任を持たなければならず、これまでの長谷川氏の言動は、個人の利益のための活動であり、議員としての資格に対して指摘をいたします。

住民の意思を統合し、議員活動を通じて町の意思決定に寄与する議員としては、あるまじき行為であるとともに、町行政の信頼と信用を大きく失墜させる結果につながる行為であり、併せて、住民全体の代表として品位を保持することはもとより、秩序維持に努めなければならない義務に欠けています。

住民から信託を受けた議員をもって構成される地方公共団体の意思決定機関である議会に対して、混乱を招いていることは明白であり、そこに重大な過失があります。したがって、長谷川貴康氏は速やかに自ら職をすべきであると、豊郷町議会として勧告するものであります。

まだまだこれでは、説明責任がちょっと不足なので、私、議長に提出して、議長から許可を受けておりますので、再度、もう少しお聞きください。先に提出した議案書に添付した説明だけではちょっと不十分と思い、議長に、補足説明をお願いしたい旨を申し出て、事前に発言内容を議長に呈した上であらかじめ許可を受けておりますので、補足説明をさせていただきます。

冒頭に申し上げましたが、我々議員は、有権者の信託を受け、ここに12人いることを忘れないでいただきたい。私たち議員は、最大の奉仕の精神、人間の心と最高の倫理感、人間として守るべきことへの考え方、善悪や是非の判断をもって、有権者の負託に応えていかなければいけないと思っております。付託を受けたのであれば、逃げないで、是々非々の判断をすべきであります。

町長ならびに町職員の方にも申し上げておきます。この件に関しましては、条例と法令は遵守すべきであります。私は一般質問でも言いましたけれども、施設

の中の墓石・墓地は、個人で管理するのは当たり前ですよ。しかしながら、条例なるものは、第4条にはしっかりと書かれておることを、職員は認識不足ではなかったんですか。いろいろ言われていますけれども、言い訳しかしていませんよ。

村岸議長 河合議員、説明だけにしてください。質問ではありませんので。

河合議員 はい、分かりました。

そういうことでありますので、行政や我々議員も、条例や法令の遵守は例外なく鉄則の鉄則であります。倫理観はそれぞれ食い違いがあり得るかもしれませんが、この長谷川氏の行動は前代未聞であります。どう言えばいいのか、自分自身がどのような立場に今立っているのか分かっているのか、私には理解ができません。

隣保館で個人情報を漏えいさせる行為、行政に許可なく公有財産、町の所有に属する財産を勝手に取り替えて公有財産を勝手に処分する、公私混同も甚だしい。

自分は知らないと言いながら、「議員のあかしである議員バッジを胸につけて、組長はじめ区民の皆さんに、息子と回ったのか」と長谷川氏本人に確認したところ、「あれは俺の息子じゃない。俺の実弟や。俺の弟や」と言い切りました。このことで、チラシを持って、募金と言って、お金を募りに歩いた行為は、後の寄附のために行った行為であったことは明白であります。議員としてあるまじき行為ではないかと。

募金をお願いをした皆さん全員への結果報告をいまだにしておりませんが、先ほども言いましたが、一部にはしたそうです。

さらには、「寄附金の残高が8万1,910円、預貯金とした」とお墓に貼られてありました。こういうふうな大きなチラシがお墓に貼られています。これ、迷惑です。こうして、預貯金もしっかりとここにちゃんと載っています。

預貯金をしたとお墓に貼られていたので、私が長谷川氏に公開質問状として出させていただきました。これ、私、自分の再生紙でちょっとコピーしたものやからあれやけど。こういうようなことで、私が出させていただきました。質問状をね。

何と、返答が返ってきました。訳の分からない返答が来ました。私の質問に対して何にも答えておられません。「自分ではない。ここへ言え」と。私はこの方がどの方か知りません。見たことないです。これが自分の言うてる身内でしょう。しかし、「自分は集めたのではない。有志一同がしたことや」と。有志の会も有志一同も同じですよ。自分がこれを持って歩いているんですから。そういうこと

を知らないとか何とかって、私が暫定大町区長とは習うていなかったと、関係のないことを回答しています。ここで鈴木氏が一番知っていますよね。私は大町暫定区長で覚書書も作っていますよね。あなた、よくご存じですよ。この方は、私は暫定大町区長とは一度も習うたことがないと言うて、こんな回答が来ました。関係のないことが。よく覚えておいてください。私は暫定区長でやっていますから、最初は。それを、寄附金は、公平で出すところで誰の通帳名義なのかと。なぜ給付金が現金であるのに、支払いが三井住友カードなのかを質問したら、「俺は知らない」といったような返答が返ってきました。

議員であるからには、先ほど言いましたように発言に責任を持たなければならない。長谷川氏の返答が二転三転しますから、有志一同たる者は本当に存在しているのかと私は疑念を抱かざるを得ません。この疑念を払拭するためにも、有志一同の名前を明かすように願うところであります。

なお、通帳が団体名義ではなく個人名義であるなら、さらに問題となることは、火を見るよりも明らかであります。長谷川氏が、議員バッジをつければ何でもできと思っているのか、議員としての自覚が全くないのではないのでしょうか。これは、長谷川氏の個人の利益のための活動であり、長谷川貴康氏は、議員としての公職の身分にふさわしくないと思うことから、即刻、議員辞職を勧告するものであります。

皆さんは、自分自身が信念を持ってご判断をしていただきたい。ここにおられる限りは、条例、法令を遵守すべきであります。

村岸議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより発議第8号の討論を行います。

討論はありませんか。

今村議員 議長。反対討論。

村岸議長 討論の申し出があります。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。今村恵美子君。

今村議員 はい、12番。

発議第8号長谷川貴康町議会議員に対する議員辞職勧告決議案に対する反対討論を行います。

この決議案の文書を読ませていただきまして、まず、公職選挙法における議員

の寄附の禁止規定、また、その議員が関係する当該選挙区在住者からのもらう寄附の禁止の規定というのは、それぞれに範囲があるんですね。

今回の場合は、先ほど提案者がおっしゃっていましたが、政治家の、議員の親や子供あるいは配偶者が、その経費を負担し自己の名義で寄附をすることは差し支えないという解釈になっている判例があるんですね。ですから、今回の場合、議員個人による寄附行為は行われていない。そういったことを考えれば、法令に反する行為ではない。

また、前半部分の方に書かれております個人情報取得の件、また、大町墓地における既設水道ポンプについて、関係町民による寄附金を集め修繕、こうした行為については、河合議員の主張の信憑性が現時点では検証されておりません。そういう点では不明な問題です。

こういったことを鑑みますと、今回の長谷川議員に対する辞職勧告決議案というのは、当然、議会の中で提出されても賛同できる前提がないということで、反対といたします。

村岸議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

議 員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第8号長谷川貴康町議会議員に対する議員辞職勧告決議案を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、少数)

村岸議長 賛成少数であります。よって議第8号は否決されました。

長谷川貴康君の入場を許します。

(1番 長谷川貴康君 入場)

村岸議長 長谷川貴康君が入場されましたので、ただいまのことを報告させていただきます。

ただいまお諮りいたしました長谷川貴康君に対する辞職勧告決議案は、賛成少数により否決とされましたことを報告いたします。

日程第17、委員会の閉会中の継続調査の申し出について、議会運営委員会委員長、総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、議会運営委員会は、議会運営に関する事項について、総務産業建設常任委員会は、行財政問題、農業、商工業、土木ならびに上下水道の整備、委員会研修について、文教民生常任委員会は、学校教育および社会教育、福祉保健対策、委員会研修について、予算決算常任委員会は、予算決算、委員会研修について、議会広報常任委員会は、広報編集、委員会研修について、

それぞれ閉会中の継続調査の申し出があります。

議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

村岸議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

これをもちまして、本定例会に提出されました全議案を議了いたしました。

本日の会議を閉じます。これにて令和6年12月第4回定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午前9時54分 閉会)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証する為、ここに署名する。

令和6年12月20日

豊郷町議会議長

議 員

議 員